

## 第 1 1 号議案

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区職員定数条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「助役」を「副区長」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「3 , 3 7 9 人」を「3 , 3 0 9 人」に改め、同項第 3 号中「2 2 4 人」を「2 2 1 人」に改め、同項第 4 号ア中「1 5 5 人」を「1 1 5 人」に改め、同項中「合計 3 , 8 0 4 人」を「合計 3 , 6 9 1 人」に改める。

第 2 条 足立区職員定数条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、収入役」を削る。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 7 月 1 3 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改めるとともに、地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。